

# 今月の税務トピックス

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



## はじめに

直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置では、祖父母(贈与者)が、金融機関等に子又は孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して贈与した場合には、その教育資金拠出について子又は孫ごとに1,500万円(学校以外の者に対して支払われるものは500万円)を限度として贈与税が非課税とされ、子又は孫が30歳に達する日に口座等は終了し、口座等に使い残しがあれば贈与税が課税されます。

しかし、23歳未満の孫等が受贈者である場合には、①贈与者死亡時の残高が相続財産に加算しないこと、②相続税額の2割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっていると会計検査院からの指摘がされていました。

そこで、令和3年度税制改正では、格差の固定化の防止等の観点から、世代飛ばしを利用した相続対策が規制されます。

本稿では、改正後の制度の概要とその実務上の留意点について解説することとします。

## I 贈与者死亡時の残高に対する取扱い

贈与等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、①受贈者が23歳未満である場合、②受贈者が学校等に在学中の場合、③受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合、のいずれかに該当する場合を除きます。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなされます(措法70の2の2⑫二)。

なお、「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額とされます。

## II 受贈者である孫等に対する相続税額の2割加算の適用

贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系尊属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額が「相続税額の2割加算(相法18①)」の対象とされます。

## III 教育資金の範囲の拡充

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が追加されます。

## IV 申告書等の提出方法の見直し

①教育資金非課税申告書、②追加教育資金非課税申告書、③教育資金非課税取消申告書、④教育資金非課税廃止申告書、⑤教育資金管理契約に関する異動申告書の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、これら申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとされます(措法70の2の2⑦⑧)。

## V 適用期限の延長

前述したIからIVまでの見直しが行われた上、その適用期限が令和5年12月31日(改正前:令和3年12月31日)まで2年延長されます(措法70の2の2①)。

## VI 適用関係

前述したI及びIIの改正は、令和3年4月1日以後の贈与等により取得する金銭等について適用されます。ただし、同日前に贈与等により取得した金銭等については、なお従前の例によります(令和3年改正法附則1)。

前述したIIIの改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用されます(令和3年改正法附則1)。

前述したIVの改正は、令和3年4月1日以後に取扱金融機関の営業所等に対して行う電磁的方法による申告書等に記載すべきの提供について適用されます(令和3年改正法附則75②)。

## おわりに

令和3年度税制改正大綱の「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」では「わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

～(中略)～ 今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」と記載されています。

そこで、相続税納税対策アドバイスを行なう場合には、来年度以降の税制改正には注視すべきでしょう。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。